

「建設工事に係る最低制限価格の算定方法の改正」について

当町では、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るため、最低制限価格の算定方法を最新の中央公契連モデルに準じて改正することとしました。

1. 改正内容

- (1) 最低制限価格の決定時における範囲の上限を「10分の9」から「10分の9.2」とする。
- (2) 最低制限価格の決定時における範囲の下限を「10分の7」から「10分の7.5」とする。

2. 最低制限価格の算定方法（赤字表記の下線部は、今回改正した箇所を示す。）

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げるア～エの合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、ア～エの合計額からスクラップ処分益を控除した額）とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

ただし、建築・設備工事については、直接工事費のうち、経費計上分（10%相当）は現場管理費とみなす。

- (2) 上記の（1）により算出した額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (3) 上記の（1）及び（2）により算出した額において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を以て最低制限価格とする。

3. 適用開始時期

- (1) 一般競争入札

平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事より適用。

- (2) 指名競争入札

平成31年4月1日以降に指名競争入札執行通知を行う工事より適用。

4. その他

本文中における「最低制限価格」及び「予定価格」については、「消費税及び地方消費税相当額を含まない額」である。